介護保険法施行令等の一部を改正する政令案について（概要）

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
介護保険計画課
高齢者支援課
老人保健課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

１．趣旨

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 51 号。以下「改正法」という。）の一部の施行（令和９年４月１日）に伴い、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「介保法施行令」という。）等について所要の改正を行うものである。

２．改正の内容

（１）介保法施行令の一部改正（第１条関係）

①　特定地域居宅サービス等の創設に伴うサービス費の支給に係る規定の追加

〇　市町村が特例居宅サービス費を支給する場合について、居宅要介護被保険者が、要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるときを追加する。また、特例介護予防サービス費についても、同様の改正を行う。

〇　市町村が特定入所者に対し、特例特定入所者介護サービス費を支給する場合について、

・　特定入所者が、特定地域居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

・　特定入所者が、要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

を追加する。また、特例特定入所者介護予防サービス費についても、同様の改正を行う。

② 特定地域介護福祉サービス等の創設に伴うサービス費の支給に係る規定の追加

○ 市町村が特例施設介護サービス費を支給する場合について、要介護被保険者が、要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域介護福祉施設サービス、特定地域介護保健施設サービス及び特定地域介護医療院サービスを受けた場合において、必要があると認めるときを追加する。

○ 市町村が特定入所者に対し、特例特定入所者介護サービス費を支給する場合について、

・ 特定入所者が、特定地域施設サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

・ 特定入所者が、要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域施設サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

を追加する。

③ 特定地域居宅サービス等事業に係る費用に関する地域支援事業の額

○ 平成 30 年度以後の総合事業以外の事業に係る上限額を算定する際に合算する費用に、特定地域居宅サービス等事業に係る費用を追加する。

○ 各市町村における改正法による改正後の介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 45 第３項に規定する特定地域居宅サービス等事業に要する費用の額を、「特定地域居宅サービス等事業費額」と規定する。

○ 介保法施行令第 37 条の 16 第２項各号において、市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者が入所等をしている住所地特例対象施設の所在する施設所在市町村が行う地域支援事業に要する費用のうち、市町村が負担すべき費用の合算額を定めているところ、当該費用に特定地域居宅サービス等事業に係る費用を追加する。

（２）介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 10 年政令第 413 号）の一部改正（第２条関係）

○ 特定地域居宅サービス等事業の新設に伴い、改正法による改正後の介護保険法第 122 条の２第２項及び第３項に基づき特定地域居宅サービス等事業に要する費用としての国から市町村に対する交付金について、同じく

改正法による改正後の介護保険法第 122 条の２を根拠とする既存の介護予防・日常生活支援総合事業に係る交付金の名称を変更し、当該交付金の中で特定地域居宅サービス等事業に係る交付金についても交付することとする。

（３）社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）の一部改正（第３条関係）

○　特定地域居宅サービス等事業の新設に伴い、改正法による改正後の介護保険法第 122 条の２を根拠とする既存の介護予防・日常生活支援総合事業に係る交付金の名称を変更する。

（４）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）の一部改正（第４条関係）

①　特定地域居宅サービス等事業の創設に伴う併給調整の対象に係る規定の追加

○　改正法による改正後の介護保険法に基づく地域支援事業の一つとして特定地域居宅サービス等事業が新設されることに伴い、特定地域居宅サービス等事業に係る費用について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第６条に規定する自立支援給付との調整が必要な他の法令による給付等として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「障害者総合支援法施行令」という。）に規定することとする。

②　特定地域障害福祉サービスの創設に伴う給付費の支給に係る規定の追加

○　改正法による改正後の障害者総合支援法（以下「改正後障害者総合支援法」という。）第 30 条第１項第４号において、市町村が特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給する場合（同項第１号から第３号までに掲げる場合を除く。）について政令委任しているところ、当該支給が行われる場合として、支給決定障害者等が、障害福祉サービスの支給決定の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域障害福祉サービスを受けたときを追加する。

○　改正後障害者総合支援法第 30 条第４項において、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額について、同一の月に受けた障害福祉サービスの額を合計した額から、支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該合計した額の百分の

十に相当する額を超えるときは、当該相当する額。以下（４）において「負担上限月額」という。）を控除して得た額と規定しているところであり、今般、特定地域障害福祉サービスを受けた支給決定障害者等の負担上限月額についても、指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスを受けた支給決定障害者等と同様の額として規定する。

○　障害者総合支援法施行令第 21 条の３において、特例特定障害者特別給付費の支給については、障害者総合支援法施行令第 21 条に規定する特定障害者特別給付費の支給を準用することとされているところ、特例特定障害者特別給付費の支給対象として、改正後障害者総合支援法第 30 条第１項第３号ロに規定する特定地域施設に対して食事の提供及び居住に要する費用を支払った場合を追加する。

③　特定地域療養介護医療の創設に伴う費用の支給に係る規定の追加

○　改正後障害者総合支援法第 71 条第３項においては、障害者総合支援法第 58 条第４項及び第５項の自立支援医療費の支給の規定を準用する形で基準該当療養介護医療費及び特定地域療養介護医療費の支給を規定しており、技術的読替えについては政令に委任しているところ、特定地域療養介護医療についての読替えも規定することとする。

○　また、改正後障害者総合支援法第 71 条第３項において準用する障害者総合支援法第 58 条第４項においては、基準該当療養介護医療費及び特定地域療養介護医療費の額について、同項各号に定める額の合計値としているところであり、このうち、同項第１号においては、同一の月に受けた基準該当療養介護医療及び特定地域療養介護医療（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該支給認定障害者等（障害者総合支援法第 54 条第３項の「支給認定障害者等」をいう。以下同じ。）の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額以下「療養介護負担上限月額」という。）を控除して得た額と規定している。今般、特定地域療養介護医療を受けた支給認定障害者等の療養介護負担上限月額についても、指定療養介護医療を受けた支給認定障害者等と同様の額として規定する。

（５）児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）の一部改正（第５条関係）

○　改正法による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「改正後児福法」という。）第 21 条の５の４第１項第４号において、市町村が特例障害児通所給付費を支給する場合（同項第１号から第３号までに掲げる場合を除く。）について政令委任しており、当該支給が行われる場合について、通所給付決定保護者が、障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給決定の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域通所支援を受けた場合において、必要があると認めるときを追加する。

○　改正後児福法第 21 条の５の４第４項において、特例障害児通所給付費の額について、同一の月に受けた障害児通所支援に要した費用の合計額から、通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（以下（５）において「負担上限月額」という。）（当該政令で定める額が当該合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額。）を控除して得た額と規定しているところであり、今般、特定地域通所支援を受けた通所給付決定保護者の負担上限月額についても、指定通所支援及び基準該当通所支援を受けた通所給付決定保護者と同様の額として規定する。

（６）老人福祉法施行令（昭和 38 年政令第 247 号）の一部改正（第６条関係）

○　老人福祉法施行令第１条において老人居宅介護等事業の対象者、同令第２条において老人デイサービス事業の対象者、同令第３条において老人短期入所事業の対象者がそれぞれ規定されており、各条第２号において介保法の規定によるサービス費の支給に係る者又は事業を利用する者を規定しているため、各条同号に「特定地域居宅サービス等事業を利用する者」を追加する。

（７）身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）の一部改正（第７条関係）

○　特定地域介護保険施設の新設に伴い、身体障害者福祉法施行令第９条第２項第３号において、居住地変更時の届出義務の例外の対象に追加する。

（８）その他所要の改正を行う。

３．根拠法令

○　改正法による改正後の介護保険法第 42 条第１項第５号、第 43 条第６項、

第 47 条第１項第４号、第 49 条第１項第５号、第 54 条第１項第５号、第 55 条第６項、第 59 条第１項第４号、第 115 条の 45 第５項、第 122 条の２第１項及び同条第２項、第 123 条第３項、第 124 条第３項並びに第 126 条第１項

○　介護保険法第 42 条の３第１項第３号、第 51 条の４第１項第２号、第 54 条の３第１項第３号、第 61 条の４第１項第２号、第 124 条の３及び第 141 条第２項

○　改正法による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 106 条の８、第 106 条の９の２

○　改正後障害者総合支援法第７条、第 30 条第１項第４号及び同条第４項、第 35 条第１項、第 70 条第２項又は第 71 条第３項において準用する第 58 条第４項第１号、第 70 条第２項並びに第 71 条第３項

○　障害者総合支援法第 94 条第１項

○　改正後児福法第 21 条の５の４第１項第４号及び同条第４項

○　児福法第 21 条の５の３第２項第２号

○　改正法による改正後の老人福祉法（昭和 38 年法律第 183 号）第５条の２第２項及び同条第７項並びに第 10 条の４第１項第１号

○　老人福祉法第５条の２第３項及び同条第４項並びに第 10 条の４第１項第２号及び同項第３号

○　身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 10 項

○　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第１項及び第 252 条の 22 第１項

○　国有財産特別措置法（昭和 27 年法律第 219 号）第２条第２項第４号ハ

○　国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第７条第５項

４．今後のスケジュール

○　公 布 日：令和９年１月上旬（予定）

○　施行期日：令和９年４月１日